

Webasto グループのツールに関する一般規約

(2018年3月現在)

1. 適用範囲

- 1.1 Webasto SEおよび株式会社法15条以下に基づく関連会社（以下「甲」という。）のツールに関する一般規約（以下「本規約」という。）は、甲が委託または発注した設計、製造、購入、納品、使用、ツールの保守、および／または甲が委託した第三者による機械および設備の製造、甲に製品を供給するために使用されるあらゆる種類の装置および／または測定装置（総じて「ツール」という。）、各サプライヤー（以下「乙」という。）が甲へ納品する部品、スペアパーツ、コンポーネント、アグリゲート、材料、資材および／またはシステム、それらに含まれる、またはそれらに関連するソフトウェア、付属文書、このソフトウェアのソースコードおよびオブジェクトコード（総じて「成果物」という。）（以下「ツールに関する一般規約」という。）に適用される。
- 1.2 ツールまたはその注文に関する甲乙間の法的関係は（甲および乙はそれぞれ「当事者」または総じて「両当事者」という。）本規約の規定のみ従うものとする。本規約は、将来的な取引にも、本規約の規定を明示的に記載することなく適用される。乙から成果物またはツールが受け渡された場合、または甲が乙に対し異議なく支払を行なった場合、これは甲が乙に対して他の条件を認めるものではない。甲は、乙の見積もりまたは受領に関するすべての規約、追加的、または矛盾する条件を一切認めない。またこれらは納品契約の一部にはなり得ない。また個々のケースにおいて異議を唱える必要はない。
- 1.3 甲が乙に対して、下請業者への委託を許可した場合、乙は本規約にある規定を、委託した下請業者および／または第三者が遵守することを保証しなければならない。乙は、ツールを貸与した下請け業者または第三者が本規約の規定に従って行動すること、また甲に対する本規約で定めた権利を認めることを保証しなければならない。特にツールに甲の財産であることを表示しなければならない。契約に基づいた甲への納品が保証できるように、所有の所在を問わず、甲はツールおよびその他の器具および備品を注意を払って使用する。
- 1.4 本規約に定める規定の変更、補足および付帯合意は書面で行うものとする。これは、1.4 の 1 文の書面の要件を変更する場合にも適用される。

2. ツールの注文、ツールの設計

- 2.1 ツールの設計、製造、購入、供給、使用、保全および保守に関する契約（「ツールの注文」および「ツール契約」）並びにこれらの受領、変更および追加は、書面で行うものとするが、ファックスまたは電子的手段でも行なうことができる。ツール契約は、乙がツールの注文書、またはツール契約締結の申し出文書の対象である業務提供を開始することにより成立する。
- 2.2 甲によるツールの注文は、乙がツール契約を締結するための単なる申し出である。乙の受注確認前であれば、甲はいつでもツールの注文を取り消すことができ、乙に対していかなる責任も負わない。ツールの注文は、注文書に明示的な記載がなければ、乙による申し出の受け入れを意味するものではない。乙の見積りまたはその他の文書に関連しての発注は、見積りに記載された製品にのみ適用され、また発注が前述の製品と矛盾しない範囲でのみ適用されるものとする。
- 2.3 乙が書面または電子的手段によりツールの注文の受注確認を行なった場合、ツールの注文書に記す業務または納品を開始した場合、乙はその発注書およびツールに関する規約を変更無く認めたことを意味する。
- 2.4 甲が乙にツールの製造を発注する場合、乙はツールの注文を受注した時点で製造スケジュールを甲に提出しなければならない。このスケジュールで合意した納期に間に合わない場合、甲は、乙のスケジュールの基礎となる文書を請求できるものとする。
- 2.5 乙は、仕様（技術仕様、設計図面、および／またはツールの CAD モデルまたは個々の部品等）に基づきツールを設計および製造する。乙は、仕様に誤り、不備、または欠陥があると判断した場合は、甲に直ちに書面で通知しなければならない。乙が仕様を変更するには、甲の事前の書面による承諾が必要となる。乙はツールの機械製造開始前に、すべての設計に関する文書を甲に提出する。甲は、設計に関する文書に誤りがあるか、また実現可能であるかどうかを調査する義務を負わない。
- 2.6 別段の定めがない限り、乙は、2 週間おきにツール製造のスケジュールと比較した進捗状況を確認し、甲の請求に応じて、合意された期日にツールの図面を甲に提出する。甲は、通常の業務時間内に、事前通知を行なうことなく、製造状況、または本規約の 4 に定めるツール貸与期間内に、乙の施設内でのツールの状態を検査する権利を有する。

- 2.7 ツールの完成後、乙は、最初の試作品および記入漏れのないツールのデータシート（内部写真を含む）を甲に提出するものとする。
- 2.8 ツールの設計、品質および性質は、合意された技術仕様、機能、性能値、図面に適合していなければならない。ツールは、甲が定める品質を満たし、甲の製品を製造する能力を有するものとし、さらに業界で標準とされる方法でこのツールを使用するため、特に、現在の工業基準に沿った連結部および他の接続部を含むものとする。乙は、ツールの製造が最新の技術および関連するすべての規制および法令に基づき、専門的に、高技術を用いて、遅滞なく行うことを保証する。乙のツール設計に関する義務には、関連する文書（各図面、解説並びにツールの CAD モデルおよびソースコードを含むその他の文書）も含まれる。別段の定めがない限り、文書はドイツ語または英語、または甲の委託会社が所在する国の各国語で記す。
- 2.9 甲に提出された図面、計算表およびその他の技術文書を甲が承認した場合も、乙のツールに対する契約上の義務に影響を及ぼすものではない。
- 2.10 ツール発注後に甲による技術的な変更または拡張、それに伴う価格に関する変更または納期の遅延が発生した場合、乙は変更作業の開始前に、完成日までのスケジュールおよび費用を含む見積もりを甲に提出する。注文後の口頭による取決めは、書面による確認を必要とする。甲が書面で確認していない追加費用または遅延については、乙が責任を負うものとする。
- 2.11 甲がツールの完成前に今後の作業を中止することを決定する場合、甲はそれまでに掛かった明白な費用を負担する。乙は合意された報酬を要求する権利を有するものの、乙は、ツールの完成のための今後の作業が中止となったことで、節約した出費、人的資源を他の作業に当てたことで節約した人件費等を請求してはならない。甲は、現場で計算書を確認する権利を明示的に留保する。
- 2.12 甲の承認への工程が問題なく完了し、甲が提出された最初の試作品のシリーズ製造を承認して初めて、乙は部品のシリーズ製造を開始する権利を有する。乙は、シリーズ製造の条件下で部品の最初の試作品を必要数製造し、ツール注文書または個別の最初の試作品注文書に基づき、初期サンプル試験報告書を付して甲に提出する。ツールの承認は、ツールで製造された部品に瑕疵がないということの意味するものではない。部品の最初の試作品の承認は、シリーズ製造の条件下で製造され、その他の承認要件が満たされていることを意味する。ツール、受け渡された最初の試作品および最初の試作品検査報告書がシリーズ製造への承認に不十分であった場合、乙は、これに関連して発生した追加費用を負担するものとする。但し、甲にその責が帰する場合はその限りでない。
- ### 3. 下請会社
- 乙は甲の書面による事前の承諾なく、ツールの製造またはその一部を下請業者に委託してはならない。乙は、甲が下請業者を承認する前に、下請け業者に関する情報をすべて、法律で許可されている範囲で、甲に提供する。さらに、乙は、甲に下請け業者の業務を検査する権利を付与することを保証する。書面による許可が得られた場合、乙は、下請会社または第三者（関連する第三者が存在する場合）に本規約の規定の遵守を義務付けるものとする。いずれにせよ、第三者への委託は、乙が甲に対して直接的、法的責任を負うことに影響を与えない。
- ### 4. 所有権、表示義務、保全および保守
- 4.1 甲が委託または発注したツールの所有権またはその一部は、すべての未完成段階にあるツールの製造開始または乙のこれに関する購入が始まった際に、関連文書および期待権とともに甲へ移転する。乙の財産権留保の拡張および延長は認められない。甲のツールの所有権は、ツールの支払いとは無関係に移転する。各製造段階に応じた甲のツール製造費への支払い義務は影響を受けない。この所有権の移転は、未完成品または完成ツールの受領を意味するものではない。
- 4.2 甲は、甲が本規約の 6（占有代理関係）に基づき返却を要求するまで、乙に対し成果物製造のためのツールおよびその関連文書を無料で提供する。乙は、遅くともツール完成時には甲の財産であることを表示する義務を負う。甲から貸与されたツールまたは甲のために製造されたツールは、乙によって、明確にかつ継続的に甲の所有を示す表示を施すものとする。未完成状態のツールも同様である。甲の要請があった場合、乙は、ツール注文書で甲が指定したツール番号を表示する、またその表示の証拠として写真を提出するものとする。
- 4.3 乙は、契約で定めた甲への納品に必要なツールが使用されている間、ツールの機能に欠陥がないこと、継続的な保全および保守を自費で行うことにより、甲への瑕疵のない納品ができることを保証する。特に下記の事項を保証する。
- a) 貸与されたツールを無償で、また適切に保管し、特別の注意を払って使用し、破壊、損害および外界の影響から保護し、発注

者の利益のためにできるだけ保護し、業界で一般的とされる保険（全リスク対応）を締結することを保証する。この保険締結の証明は、甲の要求に応じて提供するものとする。乙は現段階で、各保険契約に係る請求権を甲に譲渡し、甲はこれを受諾する。

- b) 甲への納品のため欠陥のない機能および使用を保証し、甲により定められた品質および数量の部品を完成させるため、必要な限りのツール保守および保全、修理、場合によっては交換、そして欠陥を自費で速やかに修補することを保証する。ツールを交換する場合、乙は文書でこれを通知し、甲に新しい最初の試作品を提出し、甲の承認を必要とする。何らかの理由で乙が期間内にツールの使用を保証できない場合、甲はツールの保全、保守、交換作業を自ら行なうまたは第三者に委託する権利を有する。この場合、乙は、甲または甲に指定された第三者から要請があった場合、ツールの受渡しの準備をすることを保証する。
- c) 乙はツール履歴を、完全に、記載漏れなく記録することを保証する。これには、特に、ツールに施された変更、保守、修理、およびツールを使用し製造された成果物の数量の記録が含まれる。
- d) ツールおよび文書は甲が指定する期間、顧客のシリーズ製造が終了してから最低(15)年間は、甲が事前に返却を要求しない限り、これを無償で保管することを保証する。ツールのスクラップには、甲の書面による事前の承諾を必要とする。
- e) 甲の計画数量または甲または許可された第三者が分割納品で指定した数量が 80%に達した場合、速やかに甲に通知することを保証する。

4.4 ツールに対する著作権がツールの製造、および／または使用において発生した場合、乙は甲に対し、甲の目的のためにツールを使用する無償の非排他的な、譲渡可能で、時間的、空間的かつ実践的な、無制限の権利を付与する。乙は、甲がツールを任意に使用できなくなる可能性のある、ツールおよび文書に対する知的所有権または工業所有権をがないことを保証する。このような権利が存在する場合、乙は甲に対し、成果物の製造のためのツールおよび関連文書の使用を可能にする非排他的で、譲渡可能な、時間的、空間的および実質的に無制限の無償使用権を付与する。

5. ツールの使用

- 5.1 甲から乙へのツールの無償貸与は、甲または甲が書面で通知した第三者への成果物の製造、部品および／またはスペアパーツの製造のみを目的とする。甲の書面による事前の承諾なしに、他の目的でこのツールを使用してはならない。
- 5.2 乙は、甲の書面による事前の承諾なしに、ツールまたは部品の生産移転および／または製造施設、さらにツール自体を別の場所に移転してはならない。ツールが下請業者のもとにあり、そこで製造されている場合も同様である。
- 5.3 他社が当該ツールを使用して製造した製品は、成果物と競合品になり得、このため甲の製品を納品し、成果物が組み込まれる最終顧客の製品に対して影響を及ぼすまたは害を及ぼす可能性があるため、乙は特定の各ツール発注の完了から(5)年間が過ぎても、ツールを複製または複製させること、並びに類似製品を製造または製造させてはならない。
- 5.4 乙の責に帰す事由により、乙による 5.1～5.3 に定める使用に関する義務違反があった場合、甲が義務違反を解消するために設定した相当な期間の満了後、甲は、ツール価値の 10%を超えない範囲で、違約金としてツール価値の 0.5%を不適切な使用が始まった日から、営業日毎に請求できる。その他のまたはその他の法令が定める請求は影響を受けない。乙が 5.1 に記す義務違反をした場合、乙は、甲から要請があった場合、他社へ並行して納品した成果物または部品の数量および受注者を速やかに通知する。甲はこの情報を、乙の負担で、甲が委託する監査人に検査させることができる。乙は 5.2 および 5.3 に定める義務違反に関しても同様の通知を行なうものとする。

6. ツールの返却

- 6.1 甲は、各ツールの一部または全部、またそれに関連する文書、ツール履歴、並びにツールの各部品および／またはスペアパーツのすべての返却を要求する権利を有する。甲がツールの引き渡し、または別の場所あるいは第三者への引き渡しを指示する場合、乙はこれを直ちに、すなわち最初の請求時に実行する義務を負う。乙は輸送、貨物および梱包に掛かる費用を請求する権利を有する。反対請求が確定していないか、または判決が確定していない場合、乙はツールおよびそれに関する文書に対する留保権を有さない。

- 6.2 乙の責に帰す事由により 6.1 に定める返却に関する義務違反があった場合、甲が義務違反を解消するために設定した相当な期間の満了後、甲は、ツール価値の 10%を超えない範囲で、違約金としてツール価値の 0.5%を返却の遅滞が始まった日から、営業日毎に請求できる。その他の法的請求は影響を受けず、法律上の違約金が請求される。

7. ツールリスト

乙は、ツールの完成時にツールリストを作成して、継続して記録する義務を負う。このリストには、甲への成果物を製造するツール／ツールセット（定めがある場合、ツール番号を付す）のすべてが含まれる。ツールリストの各項にはツール／ツールセットを用いて製造した製品の識別番号も表示する。甲がこのツールリストを要求した場合は、乙は速やかに甲に提出する。

8. 支払

- 8.1 別段の定めがない限り、ツールで製造されたツール発注書に記す数量の最初の試作品の受渡し後、甲の書面による最初の試作品に関する検査報告書（受領）への承認後に、発注されたツールへの支払いが行なわれる。
- 8.2 両当事者は、ツール製造費を、定数量分の成果物（「シリーズ部品」）に上乗せした、シリーズ価格（「部品償却」）として支払うことに同意する。この際、同意したツール費用およびシリーズ部品の定数量を発注書に別途表記する。両当事者は、発注書に部分償還されるツール製造の各製造ステップおよびスケジュール（マイルストーン）、並びに各マイルストーン達成で支払われるツール製造費を定める。甲は、部品償還として支払った金額が、特定数の成果物に係る全額（「部品償還額」）に達した場合、部分償還義務が消滅する。
- 8.3 甲は、ツール製造中、部分的に完成したツールに対する支払いを行なう権利を有する。この場合、ツールの未払い分は、まだ達成されていないマイルストーン分に減少する。
- 8.4 乙は甲の要請に応じて、各ツール注文書に基づき請求されるツール費用の基盤となる正確な内訳を、関連する記録および文書とともに、甲の検査のために提出しなければならない。この際、実際に掛かった費用がツール契約に記載される費用よりも少ない場合、甲はその差額を貸付として認める。

9. 期日

- 9.1 ツール発注書に記載されている情報および期日は拘束力を有する。乙は、納期の遅延が生じた場合、甲に対しこの遅延から発生する費用を補償するものとする。
- 9.2 乙の責に帰す事由により納期および最初の試作品製造期日に遅延が生じた場合、甲は、ツール価値の 10%を超えない範囲で、違約金としてツール価値の 0.5%を、遅延が始まった日から、営業日毎に請求できる。その他のまたはその他の法的請求は影響を受けず、法律上の違約金が請求される。契約上の違約金を請求する権利は、遅延を伴う最初の試作品の納品の際、違約金に関して明示的に留保権を表明しなかったという事実によって消滅することはない。
- 9.3 甲の責に帰する事由により遅延が生じた場合、乙は納期に遅延した日数分を追加する権利を有する。契約上の違約金の発生は、新しく計算された期日の満了後に発生する。納期の延長は、甲の責に帰する事由による遅延を認識した後、速やかに乙が変更の権利を書面で通知した場合にのみ許可される。

10. 瑕疵

- 10.1 甲はツールおよびそれに関連する文書が、a)仕様に基づき製造され、仕様に適合していること、b)最先端の技術を使用していること、c)適用法規制、ガイドラインおよびその他の規定をすべて遵守していること、d) 瑕疵がなく、市場品質を満たし、通常の少なくとも当事者間で合意した使用に適した品質であること、e) 仕様書および技術文書に従って瑕疵のない部品を製造するのに適していること、を保証する。上記の要件を満たさないツールは、「瑕疵あるツール」とみなされる。
- 10.2 乙は、甲が設定した期間内に瑕疵あるツールを修補する。期間内にこれができなかった場合、または乙による修補が不可能または経済的に妥当でない場合、甲は甲の裁量で、これを自ら行うかまたは乙の費用で第三者に委託する、またはこれを重大な事由として契約を即時終了もしくは解除することができる。

10.3 各ツール発注書に別段の期日が定められていない限り、保証期間は、シリーズ製造のための最初の試作品の承認後(36)ヶ月とする。

10.4 10.2 の権利に加え、乙は甲に対し、特に瑕疵あるツールに関連して甲が被った損害および費用のすべて、特に修補の際に掛かった分析費、輸送費、旅費、労働コスト（検査費、選別費、解体費、設置費用等）、損傷を避けるための材料費とコスト等への損害賠償責任を負う。

10.5 その他に関しては法的規定が適用される。

11. 責任

11.1 乙はツールが甲に引き渡されるまでの間の欠陥、損傷、変化または劣化のすべて、全部または一部のツールの損失、および／または第三者の権利によりツールの使用が制限されることに対して、無制限に責任を負うものとする。

11.2 乙は、甲がツールおよびそれに関連する文書を所有または使用することによって、第三者の権利を侵害していないと認識している。このような違反が発生した場合、乙は、法令が許す範囲内で、第三者の請求から甲を免責するものとする。

11.3 乙はツールにより人身傷害および／または財産損害が発生しないことを保証する。乙は、このような損害賠償請求から甲を免責する。

11.4 甲のその他の法的または契約上の権利、特に製造責任、不作為および／または契約書のない取引は、11.に定める規定から影響を受けない。

12. 機能の保証

12.1 乙が、甲の成果物の製造を目的として、甲のツール注文書に基づいてツールを製造した場合、乙がそのツール使用する間、欠陥なく機能することを保証するものとする。特にツールが、定められた最低製造数に達することを保証するものとする。ツールの破損および重度の摩耗のために合意された製造量を製造できない場合、乙はこの費用で代替ツールを製造する義務を負う。代替ツールの所有権に関しては、4の規定が適用される。

12.2 甲によって提供されたツールが乙によって、または乙の委託によって製造されず、甲および／またはその顧客によって製造される場合、ツールの受領の際、乙は甲と契約上合意された納品が行われたかを検査し、必要に応じて甲に修理措置に関する書面での見積を提出しなければならない。乙が、甲から依頼された修理を実行する場合、乙は12.1.の規定に基づくツールの機能を保証しなければならない。これに拘わらず、その他のツールに関する本規約は有効であり、特に顧客からの貸与されたツールに関しても本規約が適用される。

13. 秘密保持

乙は、ツールの注文により知りえた甲の非公開の商用および技術的な文書、情報および／またはデータを営業秘密として、慎重に扱い、特に、型、テンプレート、マトリックス、パターン、測定機器、デバイス、金型およびそれに関連するソフトウェア、例えば、CAD、仕様、特に図面、機密情報、設計データ等を開示しない、または不正に第三者に提供しない。下請け会社、代理人、従業員にも同様にこの秘密保持の遵守を義務づけるものとする。

14. 契約解除

14.1 甲は、下記の場合、他の適用される解雇権に加え、各ツールの注文の全部または一部をいつでも、書面により事前に通知することなく、終了または解除することができる。

- a) ツールがまだ完成していない場合。この場合、甲は、契約終了までに発生した証明可能な、発注に直接起因する、実際に発生した費用を、合意された報酬金額を最高額として、乙に支払うものとする。
- b) 乙が契約違反を犯し、(10)日以内にこの違反を是正しない場合、または乙が大幅に期日に遅延し、これが連続した場合。
- c) 乙の資産に対する破産手続きが裁判上または裁判外調停により開始された場合、またはそれに順ずる申請が（乙または第三者による濫用的な申請でない限り）行なわれた場合、このような申請が資産の不足で却下された場合も同様。

- d) 乙の資産に対する破産手続を開始または同様の手続が開始する事由が存在する場合、あるいは差し押さえ手続が、乙の全資産または資産の大部分に対して実施されている場合。
- e) 乙の事業における所有権または株式に重要な変更が生じ、その結果、甲が納品契約を継続することが実質的に期待できない場合。
- f) 甲の顧客が、これまでにツールが使用されていた製造に関する甲との納品契約またはプロジェクトを終了した、またはツールが必要なくなるように変更した場合。
- g) 乙の財務状況が著しく悪化し、その結果、納品の安定性が危ぶまれる、または乙が支払いを停止した場合。

乙は、前述の事項のいずれの一つでも発生した場合、書面で直ちに甲に通知する。

- 14.2 契約終了後、乙は甲の要請に応じて、甲のツールおよび文書を含むすべて甲の財産を甲に返却する。これには 6 の規定が適用される。
- 14.3 ツールに関する注文に基づき乙が甲に対して業務を提供した場合、また契約終了時に甲の所有ではないツールに関して、甲はこれを購入する権利を有する。価格は各ツールの完成度で異なる。この際、ツールの注文に関連して、すでに支払済みの金額は相殺される。乙の業務の報酬に関するこれらの原則は、甲が契約終了前にすでに所有者であるか否かで異なる。
- 14.4 特に、このツールに関する契約の 4 の範囲で、甲に使用权が付与されている場合、契約の解除如何に拘わらず、今後もこれらの使用权は甲に帰属する。

15. 一般条項

- 15.1 本規約またはその他の取り決めの一つが無効になった、または無効になる場合、ツールに関する一般規約の有効性またはその他の取り決めは影響を受けない。両当事者は、経済的效果に最も近い規定に差し替える義務を負う。契約に条項に欠如がある場合も同様である。
- 15.2 甲のツールに関する一般規約に明示的な定めがない限り、甲の一般規約が適用される。これらの二つ規約が矛盾する場合、ツールに関する一般規約が甲の一般規約より優先して適用される。